



## 賃 金

川口 大司  
(一橋大学准教授)

### I はじめに

男女の賃金格差が縮小し、女性平均賃金が男性の7割になったと日本経済新聞は昨年2月に伝えた<sup>1)</sup>。しばしばこのような賃金の動向についての報道を目にするし、労働経済学の教科書を開いてみると長期的な賃金動向についてのグラフが載っていたりする。日本にはおよそ5500万人の雇用労働者がいるが、彼らの平均賃金はいったいどのように把握されているのだろうか？政府は徴税業務を行っているから、労働者全員の所得を把握しており、それをもとに平均賃金も計算されていると思っている人もいるかもしれない。意外かもしれないが、統一納税者番号がない日本ではそこまでのデータベースは整備されておらず、平均賃金などは統計調査をもとに計算されている。

ここでは日本政府が行っている賃金関係の統計調査の代表的なものを紹介していく。どの統計調査も調査対象がランダムに選ばれる確率的標本抽出を使った統計調査であるため、雇用労働者全員をもとに計算が行われているわけではない。そのためだれが標本に選ばれるかによって平均賃金や賃金分散が雇用労働者全体の値とずれるという問題がある。これを統計学では標本誤差というが、ここで紹介する賃金関係の政府統計は多数の労働者を対象に調査を行っていて標本が大きいので、標本誤差の問題はそれほど深刻ではない。より重要な問題は統計情報がどのようなプロセスを経て集められ、そのプロセスの影響ゆえにどのような特性を持った雇用労働者が回答から漏れて誤差を生み出す可能性があるのかを理解しておくことである。この誤差は非標本誤差と呼ばれる。

また統計調査は調査票という紙が回答者に手渡されてそれに回答者が回答したり、エクセルファイルをダウンロードしてそこに数字を埋めて回答したりして情報収集が行われる。そのため調査票でどのような言葉が使われているかを確認して、いったい何が調査対象になっているかを的確に把握することも大切である。統計情報がどのようなプロセスで集められ、どのように加工されて最終的な数字になっているかを想像してみると扱っている数字の実感というものもわかりやす

い。労働経済学を勉強し始めた時には、統計数字がどのような調査に基づいてどのように計算されているのかといった基本的な問題に無頓着になってしまいがちだ。まずは足元を見つめよう。

実際の政府統計を紹介する前に、労働と引き換えに受け取る賃金をどの時間単位で測定するかという問題に触れておきたい。日本の正社員の多くは月極めで賃金を受け取っている。一方でパートやアルバイトといった非正社員は時給で賃金を受け取っている。賃金に対応する時間が異なるため何らかの統一的な時間単位で賃金を測定する必要があるが、多くの場合、時間当たり賃金を用いられる。時間当たり賃金は時間当たり賃金率などともいわれることがある。月給の場合、時間当たり賃金は月の賃金を月の労働時間で割り算することで得られる。この時間当たり賃金を用いることで正社員と非正社員の賃金を比較することができるようになるし、正社員の中にもさまざまな労働時間の労働者がいるという問題に対応することができる。ただし時間当たり賃金を計算するためには、統計の中に月当たり賃金の情報のほかに月当たり労働時間の情報、あるいは年あたり賃金と年労働時間の情報が必要になる。

また、正社員の賃金を考えるときにはボーナスを考慮する必要がある。日本の正社員は平均的に月給2.7カ月分のボーナスを年にもらっている。仮に月給3カ月分のボーナスを1年に受け取っているとすると年収の2割はボーナスということになるから、ここを無視してしまうと労働者の賃金を過小評価することになる。また、年収に占めるボーナス比率は女性よりも男性が高いからボーナスを無視すると時間当たり賃金の男女差は過小評価になる。同様に、若者よりも中高年が高いので年齢差も過小評価になる。さらに2000年代に入って深刻な問題になった名目の賃金下落であるが、月給はほぼ変わっていない一方でボーナスが15%ほど下がっている。そのため賃金の実態をとらえるためにはボーナスでもらっている部分も含めて時間当たり賃金を計算するのが大切だ。

### II 賃金構造基本統計調査

賃金を調べようと思ったら、まず見るべきは厚生労

働省『賃金構造基本統計調査』である。「主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする」調査である。毎年6月のことを尋ねる調査で、調査対象は事業所だが、各事業所で働く労働者の労働時間や賃金を労働者個人のレベルで記入させている。調査対象となる事業所の母集団は16大産業の常用労働者5人以上の事業所であり、全国で約129万事業所、労働者数は約3653万人であるが、これらの事業所からは約7万7000事業所、労働者約157万人を確率抽出している。4名以下の事業所で働く労働者と公務員が調査対象になっていない点には注意が必要である。確率抽出に当たっては、すべての事業所を含む名簿を都道府県、産業、事業所規模別にグループ分けして、そのグループの中から一定数の事業所を選んでいる。そして、それらの事業所に調査票を配り、そこで働く労働者を労働者名簿と賃金台帳から一定の方法に従って確率的に抽出させている。各労働者について聞かれているのは正社員かどうかと契約期間の有無で定義される雇用形態、労働時間の長短で定義される就業形態、学歴（臨時労働者と短時間労働者を除く）、年齢、勤続年数、生産労働者かどうかを示す労働者の種類、役職（企業規模100人以上の事業所のみ）、職種、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、決まって支給する現金給与額、昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額である。このうち決まって支給する現金給与額とはいわゆる毎月支払われる賃金で、内訳として超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が記録されている。

統計の詳細については厚生労働省のウェブページを見るといいが、データを実際にダウンロードしてエクセルなどで加工するためには労働政策研究・研修機構が作っている労働統計データ検索システムを利用するのが便利である。ここからダウンロードしたデータを使って

$$\text{時間当たり賃金} = (\text{決まって支給する現金給与額} + \text{特別給与額} / 12) / (\text{所定内実労働時間数} + \text{超過実労働時間数})$$

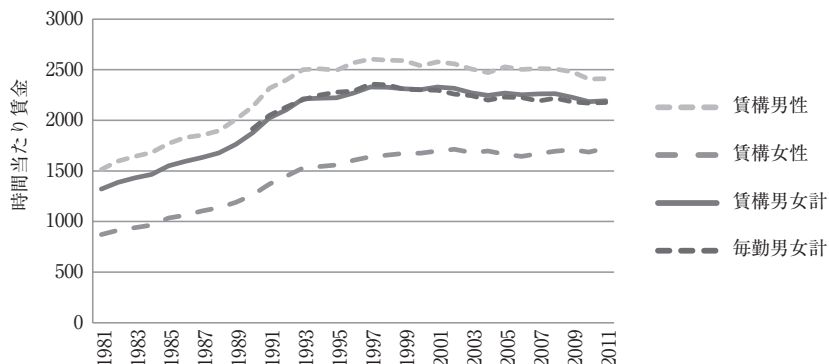
を男性と女性について計算してみたのが図1である。ここではボーナスなどの特別給与額の12分の1を調査対象の6月分の特別給与として扱って計算している。

これを見ると2011年6月の男性の平均賃金は時間当たり2412円であり、女性は1724円であることがわかる。男性の賃金は1997年の2605円を最高として、その後おおそ下落し続けており、日本経済の厳しい状況が浮かび上がる。賃金構造基本統計調査は標本が大きいので年齢や産業・企業規模別の平均値なども相当正確に推定できるのがメリットである。英語で全数調査を行う統計調査をセンサス（Census）というが、賃金構造基本統計調査もその標本の大きさゆえに賃金センサスとも呼ばれている。ただし、全数調査でない調査をセンサスと呼ぶのは誤解を招きやすいため避けたほうがよいだろう。

### Ⅲ 毎月勤労統計

賃金構造基本統計調査は6月の状況を尋ねて翌年の2月ごろにその報告書が取りまとめられる。標本数の大きさゆえに速報性に欠けるため、短期的な経済動

図1 男女別、男女計の時間当たり賃金



注：『賃金構造基本統計調査』の時間当たり賃金は（決まって支給する現金給与額＋特別給与額/12）/（所定内実労働時間数＋超過実労働時間数）で定義されている。『毎月勤労統計』の時間当たり賃金は時間当たり賃金は現金給与と総額（特別給与を含む）/総実労働時間数で定義されている。

出所：『賃金構造基本統計調査』と『毎月勤労統計』より筆者計算

向を知りたいと思った場合には賃金構造基本統計調査の簡易版ともいえる厚生労働省『毎月勤労統計』を使うことが多い。こちらの調査も16大産業の常用労働者5人以上の事業所を対象にし、全国で約3万3000事業所を確率抽出している。標本の大きさは賃金構造基本統計調査の半分以下であるが調査は毎月行われており、翌月末に速報がでる。賃金構造基本統計調査との最大の違いは個々の労働者のことは聞かずに事業所全体の状況を尋ねることで回答負担を軽減している点である。事業所に配られる調査票では男性・女性・男女計の常用労働者数、延べ出勤日数、延べ実労働時間数、現金給与額の総額が聞かれている。つまり労働時間、賃金額ともに事業所レベルの合計値が質問されている。このうち実労働時間数は所定内労働時間と所定外労働時間の合計で内訳もわかる。また、現金給与額は決まって支給する給与と特別に支払われた給与（賞与を含む）の合計でこちらも内訳もわかる。

労働政策研究・研修機構の労働統計データ検索システムで毎月勤労統計を探してみると、毎月のデータのほかに暦年のデータも入手できる。毎月の値を労働者数で加重平均して暦年の数値は作られている。そこから入手可能なデータから男女計の時間当たり賃金を計算したのが図1である。1997年をピークに下がっている点は賃金構造基本統計調査と同じで、2011年の時間当たり賃金は2176円と計算されている。毎月勤労統計の数字は通年のもの、賃金構造基本統計調査の数字は基本的に6月のものであることを考えれば、同じ数字にならないのは不思議ではないが、独立に行われている二つの調査から得られる時間当たり賃金が2180円前後で安定しているのはそれぞれの調査の標本誤差が小さいことを意味しているといえるだろう。なお、毎月勤労統計は調査対象としている事業所が変更されることによる数値のギャップを補正した指標を発表しており、時系列比較のためにはこの指数を利用することを厚生労働省は推奨している点に注意しよう。

#### IV 民間給与実態統計調査

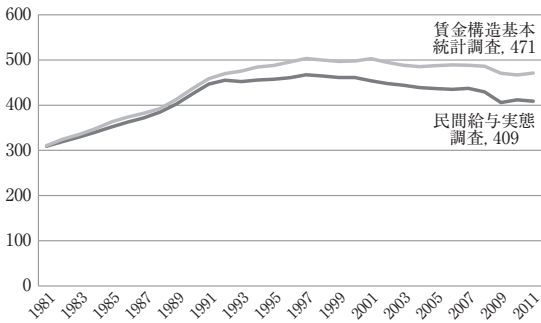
次に国税庁『民間給与実態統計調査』を紹介しよう。民間給与実態統計調査は「民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすること」を目的とする調査である。調査の対象は民間事業所の給与所得者である。賃金構造基本統計調査が労働基準法で定める労働者を対象にしていたのに比べて、法人の代表などを明確に含んでいる点で調査対

象の幅が広い。また、給与所得者が1人でもいると調査の対象になるため、賃金構造基本統計調査の常用労働者5名以上よりも対象の幅が広い。産業分類は14分類となっていて、賃金構造基本統計調査の16分類よりも少ないが、これは民間給与実態統計調査ではサービス業に分類されている産業が賃金構造基本統計調査においては宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の3分類に細分化されているためである。賃金構造基本統計調査では調査対象ではない農業・林業・水産養殖業も農林水産・鉱業として調査対象となっている。標本構造は、政府が対象事業所を確率抽出し調査対象になった事業所が労働者を確率抽出する点で賃金構造基本統計調査と同じである。全国の事業所を事業所規模などによってグループ化し、それぞれのグループから調査対象事業所を確率抽出する。その後、事業所に調査対象となる労働者を賃金台帳から確率抽出させる。この際に年間給与額が2000万円を超えるものは全数抽出することとなっている。2011年の例では標本事業所数は2万238事業所であり、標本給与所得者数は27万5710人である。賃金構造基本統計調査の約7万7000事業所、労働者約157万人と比べると事業所数で26%、調査対象者数は18%で、事業所が多い割に対象者数が少なく、民間給与実態統計調査の方が小さな事業所を多く含むことを示唆している。

調査では抽出された給与所得者の以下の項目が調査されている：性別、満年齢、勤続年数、調査年に給与を支給した月数、職務（法人の代表者、役員等、個人の青色事業専従者、パートタイマー、その他の一般給与所得者）、年末調整の有無、控除対象配偶者の状況、扶養親族数、本人が該当する控除、個人年金保険料支払額、給与の金額、諸控除額、年税額。ここで給与の金額とは給料・手当等と賞与等の合計額でボーナスが含まれている。この調査には労働時間についての質問がないため、時間当たり賃金が計算できない。時間当たり賃金を計算できないという短所と税に関する情報が豊富に含まれるという長所がある。賃金構造基本統計調査との比較のため、それぞれの調査で年間収入を計算して比較したのが図2である。1997年をピークにして減少傾向にあるのはどちらの統計も同じなのだが、徐々に二つの数字がかい離するようになっており2011年には62万円のギャップが生まれている。従業員規模が1人から4人までの事業所が民間給与実態調査には含まれるが、賃金構造基本統計調査には含まれていないといったことが影響しているのかもしれない。



図2 賃金構造基本統計調査と民間給与実態調査の年収比較（万円）



注：賃金構造基本統計調査の年収は決まって支払われる現金給与額×12＋特別給与額で計算した。民間給与実態調査の年収は1年間勤続した人を対象に給与所得額を給与所得者数で割ったものである。出所：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』と国税庁『民間給与実態調査』より筆者作成。

## V 職種別民間給与実態調査

最後に紹介するのが人事院『職種別民間給与実態調査』である。「国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成」を目的とする調査で、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所で働く民間従業員の4月分給与について個人別に給与総額、時間外手当、通勤手当等を聞いている。ここで従業員とは「常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（年齢が61歳以上のものを含む。）をいい、臨時のものを除く」とされている。また、事業所単位に賞与支給額、その月のきまって支給する給与の支給総額、支給人員、その他諸手当の制度等を聞いている。2012年調査の場合、母集団となる事業所は5万187事業所であるが、この事業所を地域、産業、企業規模等でグループ分けをして、それぞれのグループの中から確率抽出して1万1085事業所を調査した。これらの事業所から初任給関係職種以外の調査指定職種に就く従業員44万1066人についての調査を行っている。賃金構造基本統計調査の約7万7000事業所、労働者約157万人と比べると事業所数で14%、調査対象者数は28%で、事業所が少ない割に対象者数が多く、職種別民間給与実態調査の方が大きな事業所を多く含むことが示唆される。

調査名が示すように職種別の民間給与額を明らかにすることが目的となっており、インターネット上で公開されている結果では職種別の給与額が主に報告されている。いくつかの職種を取り出して、職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査における年齢の平

均値と決まって支給する給与額の平均値を比較したのが表1である。50名以上を対象にした職種別民間給与実態調査と5人以上の事業所を対象にした賃金構造基本統計調査は調査対象が異なるため、賃金構造基本統計調査は企業規模1000人以上の事業所に限定した平均値を抜粋した。職種別民間給与実態調査がパート労働者を含まないなど、二つの調査の標本抽出過程の違いを反映して、一部の職種で平均賃金額が異なっている。

表1 二つの統計の比較, 2011年

職種	職種別民間給与実態調査		賃金構造基本統計調査 企業規模1000人以上	
	年齢	決まって支給する 給与額	年齢	決まって支給する 現金給与額
大学教授	56.5	742,171	56.9	694,100
大学准教授	47.0	587,492	46.2	551,500
大学講師	42.3	505,314	42.7	501,400
医師	42.4	934,342	35.7	696,100
歯科医師	39.4	736,198	35.2	433,900
薬剤師	34.7	343,064	33.6	343,400
看護師	36.6	345,233	33.7	346,500
自家用乗用 自動車運転手	52.0	415,652	55.2	246,400
守衛	52.7	394,952	55.9	284,100
用務員	52.4	335,997	52.5	221,600

出典：人事院平成23年『職種別民間給与実態調査』第5表、厚生労働省平成23年『賃金構造基本統計調査』職種別第1表より抜粋。

## VI その他の世帯系統計

日本の賃金を把握するための代表的な政府統計4つを紹介した。それぞれ事業所を対象とした調査である。このほかに世帯を対象とした調査として、総務省統計局が毎月行う『労働力調査』や5年に一度行う『就業構造基本調査』があり、年収と労働時間が把握できるため時間当たり賃金の計算ができる。公務員や自営業者の情報も入っている点が利点であり、この利点を生かすために賃金に関する研究がこれらの世帯調査を用いて行われている。回答世帯の負担軽減のためやむを得ないが、賃金や労働時間が区間値でしか聞かれていないため、区間中央値を使うなどして時間当たり賃金を計算せざるを得ないのが欠点である。紙幅の関係でこれらの調査については十分に紹介できないが、目的によっては世帯統計の利用も検討するとよい。

- 1) 日本経済新聞「男女の賃金格差最小 昨年の女性平均、男性の7割に」2012年2月12日。

かわぐち・だいじ 一橋大学大学院経済学研究科准教授。  
最近の主な著作に『法と経済で読みとく雇用の世界』（大内伸哉氏との共著）。労働経済学専攻。